

2024年12月2日

〒560-0022
豊中市北桜塚1丁目5-14
No.656
Tel 06-7161-4161
Fax 06-7161-2511
Web ページ 検索【全教豊中】

「ハラスメント」問題

市教委は真摯に対応を！

「ハラスメント指針に関して
ご意見をお聞きする時間を
設けることはできかねます」

全教に職場でのハラスメント
の相談が寄せられることがあり
ます。今年の秋の豊中市教委へ
の要求書の中でも、ハラスメン
トについて次のことを求めています。

ハラスメントの相談窓口として、大
阪府は府費教職員に対し外部相談機
関(日本ハラスメント協会)を案内し
ている。しかし、豊能地区は対象外で
ある。豊中市の教職員も外部相談機
関に相談できるようにする。

しかし、豊中市教委は「交渉事
項ではない」と回答すらくおこな
っていません。またパワハラ問
題について話合いの場をもつこ
とすら拒否し続けています。

2年前(2022年度)の交渉
時、「管理職によるパワハラ的な
行為について」ある職場から実
態を発言をしました。

交渉の後日、森山教職員課長
(現・次長兼務)との話合いの場
で、「職場の声を聞いてもらいた
い」と伝えたところ、「パワハラ
はなかなか認められることはあ
りませんよ」「豊中市のハラスメ
ント指針をまず読んでください」
との返答。

そして、全教は「豊中市のパワ
ハラ指針」を読み、事前に質問を
文書(別紙資料)で送付しました。
(23年2月1日)しかし、2月
9日教職員課より「ハラスメン
ト指針に関してご意見をお聞き
する時間を設けることはできか
ねます」との返信。

今年度もパワハラ的な事案が
組合に届く中、7月22日、再度
「豊中市のハラスメント指針」
についての意見交換の場を森山
教職員課長宛に文書を送りまし
た。その後も担当係に意見交換
の場について問い合わせもおこ
ないままですが、いまだ(12月1
日現在)返答すらありません。

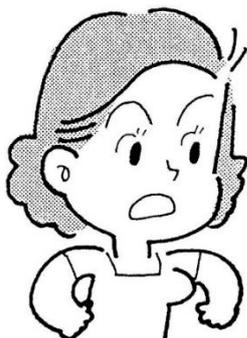
教育委員会パワハラ体質？

学校現場では「穴あき」が生ま
れても、協力し合って学校を動
かしています。しかし、学校現場
の大変さに心を寄せるのではな
く、森山教職員課長は「講師はい
ません」「いないものはいません」
と「穴あき」が当たり前のような

発言を組合との話し合いの場で
します。机をたたくこともあり、
パワハラ体質を感じることもあ
りました。

講師から不満の声があがる

「講師はいない」と聞き直る
教育委員会ですが、しかし、市教
委の対応がひどく、豊中市での
勤務を選択せず他市へ行ってい
る講師の実態もあります。



「もう二度と豊中では勤め ない」と語る方

(事前に) 担当の〇〇さんからは勤
務先はA小学校と聞いて臨んだ面接
でした。定数内講師でと聞いていた
のに、面接官からは、「まだきまって
いるわけじゃない。担当(部下)から
どういう風な採用って聞いている?」

担当者からA小学校と聞いたから豊中駅近くの物件に決めたのに「今すぐここで採用ってことはない」と言われました。小学校講師を希望して行っているのに、「幼稚園とか事務員の方が向いている」とか言われました。「授業に対する準備とかしていませんか？」不安を煽るようなことも言ってきました。また、こちらから何もいっていないのに「小学校の経験が全くないから不安感がかなり大きいですよ」とあなたが思っている以上にこの仕事はめちゃくちゃきついし、しんどい仕事」と2回言われました。切られる前提みたいな話し方でものごとく不愉快でした。メンタルの弱い人なら今回の面接はメンタルやられると思います。」

豊中市教育委員会は「パワハラ」について責任もってこたえてください

今年11月の交渉。岩元教育長は終わりの挨拶で「対話は大切」と話されました。

このパワハラについての疑問

に早急に答えてください。そして、話し合いの場をもつことをあらためて求めます。

「パワハラ」の3要件

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- ①～③まで3つの要素をすべて満たすもの

ハラスメント等困りごとは全教豊中まで連絡を。

zenkyo.toyonakaka@gmail.com



ロ 「事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正におこなうこと。」
「被害者と行為者を引き離すための配置転換。以下 略 等の措置を講じる」

質問3 「国指針」には、相談等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること」とあります。
その内容は、どこに明記されていますでしょうか。

質問4 「市指針」の5ページ「9 管理職等管理監督者の相談のあり方」(2)カにある「第三者からのヒアリング」いう第三者というのは、どういう人を考えていますか。

パワハラ案件は、速やかに対応することが必要です。
人事のことなどで、大変お忙しい中だと思いますが、この件につきまして、早急に豊中市教育委員会のお考えを聞かせていただきたいと思います。
事前に質問事項をあげさせていただきます。
機会を設けていただきますようお願いします。

2023年2月1日

全教豊中教職員組合
執行委員長 三輪 浩一

豊中市教育委員会
教職員課 森山課長様

「豊中市におけるパワーハラスメントの防止及び対応に関する指針」を読みました。

これは、厚生労働省が出した指針をもとにしたものだと理解しました。

そこで、いくつか質問をさせていただきます。

「国指針」にはかかっていますが、「市指針」には記述がない内容があります。

質問1 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容」は、どこかに書かれていますか。
また、書かれていないのであれば、「講ずべき措置の内容」について、具体化が必要だと考えますが、いかがですか。

○「職場におけるパワーハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定」

ありますでしょうか。

○「就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、職場におけるパワーハラスメントに係る言動を行った者に対する懲戒規定を定め、その内容を労働者に周知・啓発すること」

質問1-2 ハラスメントについての懲戒規定はありますか。

○「職場におけるパワーハラスメントに係る言動を行った者には、現行の就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において定められている懲戒規定の適用の対象となる旨を明確化し、これを労働者に周知・啓発すること」

質問2 上記「講ずべき措置の内容」の中の相談体制の記述について。

豊中市において教職員の相談窓口の体制がつくられたことは把握しています。

下記に記した「国指針」の内容について、どのように考えていますか。

「職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」に次のような記述があります。

「事業主は、職場におけるパワーハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。」

として、

イ「事実に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること」とあり、その際、「相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止め等その認識にも適切に配慮すること」

「事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること」

豊中市の小中一貫教育と学校再編を考える

「あらためて小中一貫教育の問題点について」2

大阪教育文化センター代表 山口 隆さん

1. 小中一貫教育のルールとは？

- (1) 小中一貫教育のルールは
- (2) 義務教育学校はいつから？
- (3) ルールは文科省ですが、今は総務省主導です

① 中教審答申はどのようにしているのでしょうか？

中教審は、2021年1月26日、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と題する答申（以下、答申）を発表しました。

しかし、この答申では、小中一貫教育について、「9年間を見通した新時代の義務教育のあり方」という表現は使われていませんが、小中一貫教育については、

「学校教育法の改正により小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組が進展しつつある」とは述べられていますが、小中一貫教育の推進あるいは、小中一貫校をさらに広げるといふ記述は見られません。

中教審答申で小中一貫教育について述べられているのは、この一カ所のみです。つまり、文部科学省が今後積極的に小中一貫教育をすすめる意思は見えて取れないということ

それでは今、小中一貫教育・学校統廃合をすすめるようとしてい



るのは誰でしょうか？ズバリ総務省・経産省です

② 総務省は？

今、日本の教育政策は、官邸主導、経産省・総務省先導、これに文部科学省が付き従うという構図です。GIGAスクール構想もそうです。

学校統廃合も例外ではありません。今、政府の重要政策会議（司令塔）は「経済財政諮問会議」と「未来投資会議」に集約され、その中でアベノミクスの「3本の矢」（①金融政策 ②財政政策 ③民間投資を喚起する成長戦略）の③民間投資を喚起する成長戦略が「自治体戦略 2040 構想」という形で具体化されてきました。

「自治体戦略 2040」の本質は新自由主義的な地方行政サービスの切り捨てにあります。この中で、教育については、

- ・ 学校施設の老朽化と更新、
- ・ 小規模校・廃校の発生、
- ・ 地方圏での高等教育を受ける機会の喪失、

が課題として列挙されています。全国の自治体で、公共施設を

統廃合する「公共施設等総合管理計画」の策定がすすめられています。公立病院の統廃合もその一環です。「自治体戦略 2040 構想」は「地方創生」政策と関連づけられ、学校施設を含めた多くの公共施設の廃止という方向によってすすめられているものです。

もちろん豊中市でも「公共施設等総合管理計画」が策定されています。その内容については、後で触れます。

